

平成30年度第2回宗像市都市計画審議会

＜第1号議案＞

福岡広域都市計画地区計画の変更

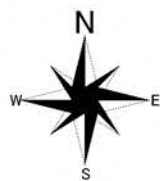
宗像中央公園地区

(宗像市決定)

平成30年10月17日（水）

宗像市役所 第2委員会室

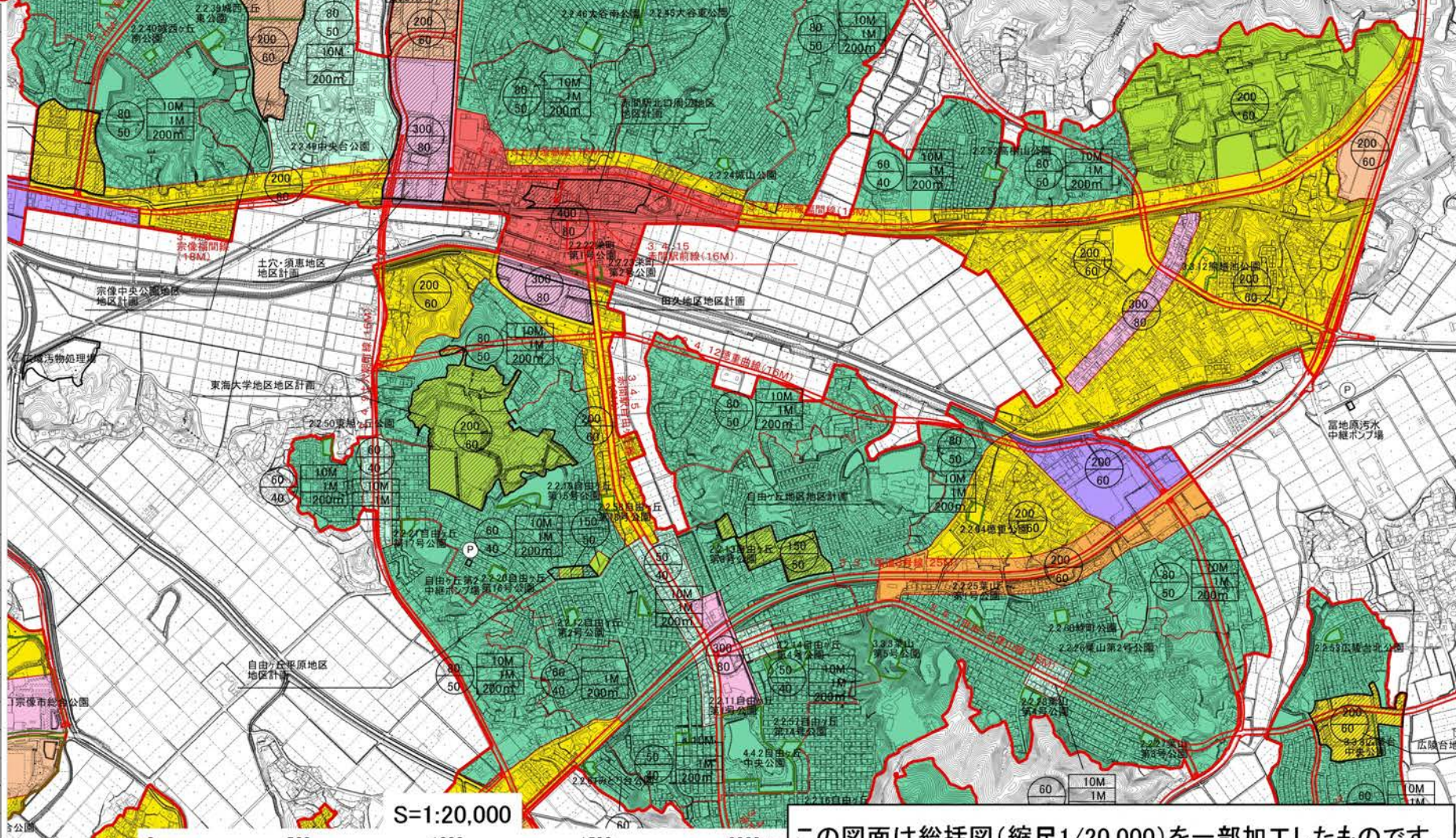
福岡広域都市計画地区計画の変更(宗像市決定)
総括図



自然公園法凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
容積率	建築物の高さの 限度
建ぺい率	外壁後退距離の 限度
	建築物の敷地 面積の最低限度
※地区計画区域については、 別途制限があります。	

都市計画法凡例					
種別	容積率(%)	建ぺい率(%)	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の高 さの限度
第1種低層住居専用地域	50 40	40	1m	200㎡	10m
第2種低層住居専用地域	50 40	40	1m	200㎡	10m
第1種中高層住居専用地域	150 100	50	—	—	—
第1種住居地域	200 60	60	—	—	—
第2種住居地域	200 60	60	—	—	—
準住居地域	200 60	60	—	—	—
準工業地域	200 60	60	—	—	—
近隣商業地域	200 80	80	—	—	—
商業地域	400 80	80	—	—	—
市街化区域及び市街化調整区域界					
地区計画区域界					
都市計画区域界					
用途地域界					
都市計画道路					
都市計画公園					
下水処理場					
下水道ポンプ場					
汚物処理場					
火葬場					
ごみ処理場					



S=1:20,000

この図面は総括図(縮尺1/20,000)を一部加工したものです。

※市街化調整区域の建ぺい率は60%、容積率は200%です。

福岡広域都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画宗像中央公園地区地区計画を次のように変更する。

名 称		宗 像 中 央 公 園 地 区 地 区 計 画
位 置		宗像市稲元五丁目の一部
面 積		約 8.6 ヘクタール
地区計画の 目標		本地区は、JR 鹿児島本線赤間駅から北西へ約 1.5 キロメートルに位置し、老人福祉センター、小学校、地区公園などの公共施設が集合する地域である。 本市の介護保険事業計画に基づく高齢者福祉関係サービスの実施にあたり、地区計画を定めることによって、市民の健康づくり・福祉の向上とともに、周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の 方針	隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の公共公益施設の集合地域としての土地利用を推進する。
	地区施設の 整備方針	区域内の各施設へのアクセスを円滑にするため、道路を整備する。
	建築物等の 整備の方針	公共公益施設の集合地域としての環境を保全するため、建築物の用途の制限を設定する。

地区整備計画区域の面積			約 8.6 ヘクタール		
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模		道 路	幅 員	6 メートル
				延 長	約 1 8 0 メートル
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物に限り建築することができる。 1 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 2 老人福祉センターその他これに類するもの 3 都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設 4 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（有料老人ホームは、介護保険法に規定する地域密着型特定施設（介護保険法第 7 8 条の 2 の規定により、市が指定した施設に限る。）とする。） 5 老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行うための施設（老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定された事業を行う市が指定した施設に限る。） 6 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うために共同生活を営む住居（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定された事業を行う市が指定した施設に限る。） 7 社会福祉士及び介護福祉士法第 4 0 条第 2 項に規定する都道府県知事が指定した養成施設 8 学童保育所（児童福祉法第 3 4 条の 8 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設） 9 前各号の建築物に附属するもの（自動車車庫については、建築基準法施行令第 1 3 0 条の 8 に定めるものに限る。）		
備 考	用語の意義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。 地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。				

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

宗像中央公園地区地区計画の変更理由（宗像市決定）

本地区は、ＪＲ鹿児島本線赤間駅から北西約１．５kmに位置し、老人福祉センター、小学校、地区公園などの公共施設が集合する地域である。

地区内に立地する老人福祉センターでは、デイサービス、グループホーム、ケアプランセンター等を開設し、河東地区を中心に市域全体にわたって高齢者をはじめ、多くの人々に様々な福祉サービスを幅広く提供してきたところである。

このたび、当該地区計画に地域包括支援センター及び社会福祉士及び介護福祉士養成施設の用途を追加し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに、介護保険事業計画に基づく高齢者福祉サービスの充実を図るため、地区計画を変更する。

なお、地区計画の区域及び地区整備計画の区域に変更はない。